

千葉市公告第424号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年6月2日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

各区役所及び各保健福祉センター用 Wi-Fi ルーター賃貸借契約（長期継続契約）

(2) サービス概要

仕様書及び契約書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年8月31日まで

(4) 履行場所

各区役所及び各保健福祉センター

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 令和2年度から令和6年度までに、本件と同種・同規模以上の履行実績を有していること

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

電話 043-245-5133（直通）

電子メール kusei.CIC@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の

確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

令和7年6月2日(月)から千葉市ホームページ内「入札情報等」のページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間

令和7年6月2日(月)から令和7年6月16日(月)まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、令和7年6月13日(金)午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

令和7年6月23日(月)までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を郵送する。

5 入札説明書の交付

令和7年6月2日(月)から千葉市ホームページ内「入札情報等」のページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 仕様書等に関する質問

(1) 質問書の様式

仕様書等に関する質問書を用いること。

(2) 提出期間

令和7年6月2日(月)から令和7年6月9日(月)まで

(3) 提出方法

契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

令和7年6月23日(月)までに、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年7月1日(火)午前10時00分

(郵送の場合は、令和7年6月30日(月)午後5時00分までに契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。)

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所本庁舎高層棟8階 M801会議室

(場所、日時等を変更する場合は別途通知する。)

(3) 入札金額

入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額を記載すること（契約期間全体の総額でないことに注意すること）。また、次年度以降の1月当たりの支払額に変更がないようにすること。

（参考）入札金額＝月額×契約初年度に要する月数（7か月）

月額＝賃貸借総額（税抜）／60か月

（4）入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条（昭和40年千葉市規則第3号）に該当する場合は、免除とする。また、入札保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第7条による。

（5）落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（6）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

9 その他

（1）契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

（2）契約書作成の要否 要

（3）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（4）契約条項等については、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。（http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html）

（5）詳細は、入札説明書による。

（6）契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、または契約の解除を行う。なお、変更契約の締結又は契約の解除により受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負わない。